

## 宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、宮代町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請に係る受付期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定の期間
- (6) 申請することができる団体の資格
- (7) 選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) 申請することができる団体の資格を有していることを証する書類
- (5) 定款、寄付行為、規約、会則又はこれらに類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 町長は、前条の規定に基づき申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 町民の声が反映される管理が行われること。

- ( 6 ) 宮代町のまちづくりの考え方に適合していること。
- ( 7 ) 安全管理の体制が整っていること。
- ( 8 ) 前各号に掲げるもののほか、町長が施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。

2 町長は、第2条ただし書きに基づき公募によらず指定管理者の候補者を選定するときは、当該団体と協議し、第3条に規定する書類の提出を求め、前項各号の基準に基づき総合的に判断を行うものとする。

( 指定管理者の指定 )

第5条 町長は、前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

( 協定の締結 )

第6条 町長は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者と、公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 指定期間に関する事項
- ( 2 ) 管理業務に関する事項
- ( 3 ) 事業計画に関する事項
- ( 4 ) 利用料金に関する事項
- ( 5 ) 事業報告及び業務報告に関する事項
- ( 6 ) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- ( 7 ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ( 8 ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ( 9 ) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

( 業務報告の聴取等 )

第7条 町長は、公の施設の適正な管理を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地において調査し、又は必要な指示をすることができる。

( 指定の取消し等 )

第8条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第5条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

( 事業報告書の作成及び提出 )

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する

る次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理業務の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項  
(情報の管理)

第10条 指定管理者は、公の施設の管理に関する情報について、宮代町情報公開条例(平成11年宮代町条例第16号)第21条の2の規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)第11条の規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第8条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を減額又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。